

年末調整を 受けられない人の 確定申告判断ガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

年末調整を受けられないケース

会社員であれば誰もが受けられると思われがちな年末調整ですが、
以下のケースに当てはまる方は年末調整の対象外となり、ご自身での確定申告が必要です。

1. 年の途中で退職し、年末時点で無職の方
2. 2か所以上から給与を得ており、年末調整をしない会社からの収入が年間20万円を超える方
3. 年間の給与収入が2,000万円を超えている方

ケース別・確定申告判断ガイド

ケース① 年の途中で退職し、年末時点で無職の方

ご自身で確定申告をすることで、払い過ぎた所得税が戻ってくる（還付される）可能性が非常に高いです。

在職中の給与から天引き（源泉徴収）されていた所得税額は、1年間勤務し続けることを前提に計算されています。年の途中で退職すると、本来受けられるはずの各種控除が適用されないまま、税金を納め過ぎている状態になるためです。

退職金を受け取った場合のチェックポイント

退職金を受け取る際に「**退職所得の受給に関する申告書**」を会社に提出したかどうかで、手続きが大きく変わります。

申告書の提出状況	確定申告の要否
提出した	原則、不要 です。 申告書を提出することで、勤続年数に応じた大きな控除（退職所得控除）が適用され、税負担が大幅に軽減された状態で退職金が支払われます。
提出していない	還付を受けるためには、確定申告が必要です。 上記の控除が適用されず、一律20.42%の高い税率で源泉徴収されてしまいます。 確定申告で正しく税額を計算し直すことで、納め過ぎた税金が還付される可能性が高いです。

ケース② 2か所以上から給与を受け取っている方

所得税はすべての所得を合算して計算する必要があるため、年末調整は主たる給与を受け取っている1社で行えません。そのため、**2社目以降の収入はご自身で確定申告を行う必要があります。**

確定申告が必要な条件

年末調整を受けていない会社からの**年間給与収入が20万円を超える場合**、確定申告を行う義務があります。

※20万円以下で申告義務がない場合でも、従たる給与から税金が源泉徴収されていれば、確定申告をすることで還付を受けられることがあります。また、所得税の申告が不要でも、住民税の申告は別途必要になる場合がありますので、お住まいの市区町村にご確認ください。

ケース③ 年間の給与収入が2,000万円を超える方

法律により、**年間の給与収入が2,000万円を超える方は、年末調整の対象外**と定められています。
高額所得者は給与以外にも多様な所得や控除がある可能性が高く、年末調整という簡易的な手続きでは正確な税額計算が難しいためです。

そのため、必ずご自身で確定申告を行い、1年間の所得と税額を計算して精算する手続きをしなければなりません。
生命保険料控除や扶養控除など、通常は年末調整で申告する控除をご自身で申告書に記載する必要があります。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。